

犯罪被害者等施策推進のための条例・計画

～最近の動向・ポイント～

令和6年10月

警察庁 長官官房

犯罪被害者等施策推進課

はじめに

平成16年12月に成立した犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「基本法」という。）では、基本理念として途切れのない支援等を掲げるとともに、地方公共団体に対し、地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務を課しています。

基本法の制定後、国において基本法に基づく犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画が累次策定されてきましたが、地方公共団体における犯罪被害者等支援を目的とした条例等の犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例（以下「特化条例等」という。）及び計画等（以下「地方計画」という。）については、第4次犯罪被害者等基本計画（令和3年3月30日閣議決定）において、「地方公共団体における犯罪被害者等の視点に立った総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援に資する」ものとされ、また、「地方における途切れのない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会取りまとめ」（令和6年4月）においても、「犯罪被害者等支援を推進させるための根拠となり、地域において犯罪被害者等支援を充実させるために非常に重要なものである。」、「全ての地方公共団体において、特化条例等の制定及び計画等の策定がなされることが望ましい。」とされるなど、非常に重要なものとされています。

地方公共団体においては、令和6年4月1日現在、特化条例等は全ての都道府県を含む910団体（50.9%）、地方計画は全ての都道府県を含む391団体（21.9%）で策定されています（令和6年4月1日時点の数値は暫定値。以下同じ。）。警察庁としては、犯罪被害者等施策を推進する上での特化条例等及び地方計画の重要性を鑑み、まだ策定されていない市区町村において策定の検討を、既に策定されている地方公共団体においても最新の情勢等を踏まえて改定に向けた検討をお願いしたいと考えております。

本資料では、地方公共団体において特化条例等及び地方計画の策定又は改定に際し参考としていただける内容をまとめています。策定等については、地方公共団体の自主的な判断によるものとなりますが、特化条例等及び地方計画の意義等を御理解いただき、策定・改定を検討いただける地方公共団体におかれては、本資料を積極的に御活用いただきますようお願いいたします。

令和6年10月9日

警察庁長官官房犯罪被害者等施策推進課

目 次

第1章 特化条例等及び地方計画の意義等.....	1
1 特化条例等及び地方計画の意義.....	1
2 策定状況等	1
(1) 特化条例等	1
(2) 地方計画.....	2
3 特化条例等及び地方計画の両方を策定する効果	3
4 策定・改定に際し留意していただきたい事項.....	4
第2章 特化条例等の策定・改定	6
1 特化条例等に盛り込むことが考えられる主な内容と考え方.....	6
(1) 基本理念.....	6
(2) 各主体の責務.....	6
(3) 連携協力等	6
(4) 基本的施策	7
(5) 二次的被害の防止	7
(6) 個人情報の適切な管理.....	8
2 特化条例等の策定・改定に際し参考となる事項	10
(1) ワンストップサービスの実現【都道府県・市区町村】	10
(2) 大規模な事案等への対応【都道府県】	11
(3) 域内に住所を有しない者等への支援【都道府県・市区町村】	13
(4) 支援者に対する支援【都道府県・市区町村】	13
(5) 学校教育【都道府県・市区町村】	14
第3章 地方計画の策定・改定	16
1 地方計画に盛り込むことが考えられる主な内容と考え方	16
(1) 地方計画策定の趣旨等.....	16

(2) 地域における犯罪被害者等の現状	16
(3) 基本方針・重点課題	16
(4) 推進体制等	17
(5) 具体的施策	18
2 具体的施策の記載に際し参考となる事項	18
(1) 特化条例等の制定に関する支援【都道府県】	18
(2) 総合的対応窓口の機能強化等【都道府県・市区町村】	19
(3) 多機関ワンストップサービスの構築【都道府県・市区町村】	21
(4) 機関内ワンストップサービスの構築【都道府県・市区町村】	22
(5) 大規模な事案等への対応等【都道府県】	23
(6) 犯罪被害者等に係る情報の管理【都道府県・市区町村】	24
(7) 既存の各種制度・サービスの活用【都道府県・市区町村】	25
(8) 犯罪被害者等に特化した支援制度・サービスの充実強化【都道府県・市区町村】	25
(9) 支援者に対する支援【都道府県・市区町村】	26
(10) 関係機関・団体間の関係構築【都道府県・市区町村】	27

第1章 特化条例等及び地方計画の意義等

1 特化条例等及び地方計画の意義

基本法第5条では、地方公共団体は「地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と定められているところ、特化条例等及び地方計画は、

- ・ 犯罪被害者等施策を推進するための根拠

として、地域における犯罪被害者等支援を充実させる上で非常に重要なものです。

また、

- ・ 利用できる施策・事業を一元的に把握して住民に示すことができる
- ・ 庁内関係部局や関係機関・団体が有する各種施策・事業の施策全体に対する位置付けが明確になり、犯罪被害者等の視点に立った横断的な取組が進めやすくなる

などの効果も期待できるものです。

以上の重要性に鑑み、特化条例等及び地方計画について、全ての地方公共団体に策定の検討をお願いしたいと考えております。

2 策定状況等

(1) 特化条例等

図1に示すように、特化条例等を策定する動きは急速に広がっています。

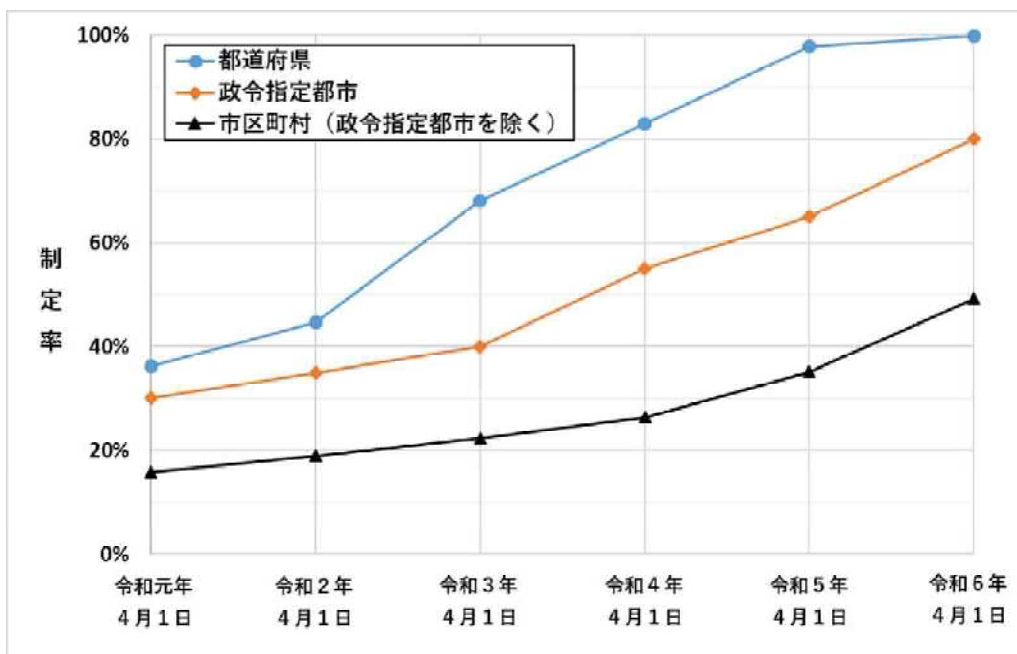


図1 特化条例等の策定状況

(注) 令和4年4月1日以前は「特化条例」の制定率であり、若干集計対象が異なる。

しかし、策定が着実に進む一方で、施行から長期間が経過し、その内容が現在の情勢に合致していない特化条例等も散見されるといった指摘もなされるようになってきています。図2は、令和6年4月1日時点における都道府県の特化条例等の施行日（条例の改正が行われている場合は改正の施行日）からの経過期間を示しています。施行からの経過期間の長短が必ずしも条例の内容が現状に合致しているか否かを左右するものではありませんが、第2章で示すように、多くの特化条例等で規定され、有効であると考えられる事項が盛り込まれていない条例が見受けられるほか、地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会（以下「有識者検討会」という。）での議論の中からも新たな論点が提示されています。

最新の情勢や全国で日々取り組まれている活動を通じて得られた反省教訓を踏まえ、適時適切に見直しを行うことが重要ではないでしょうか。

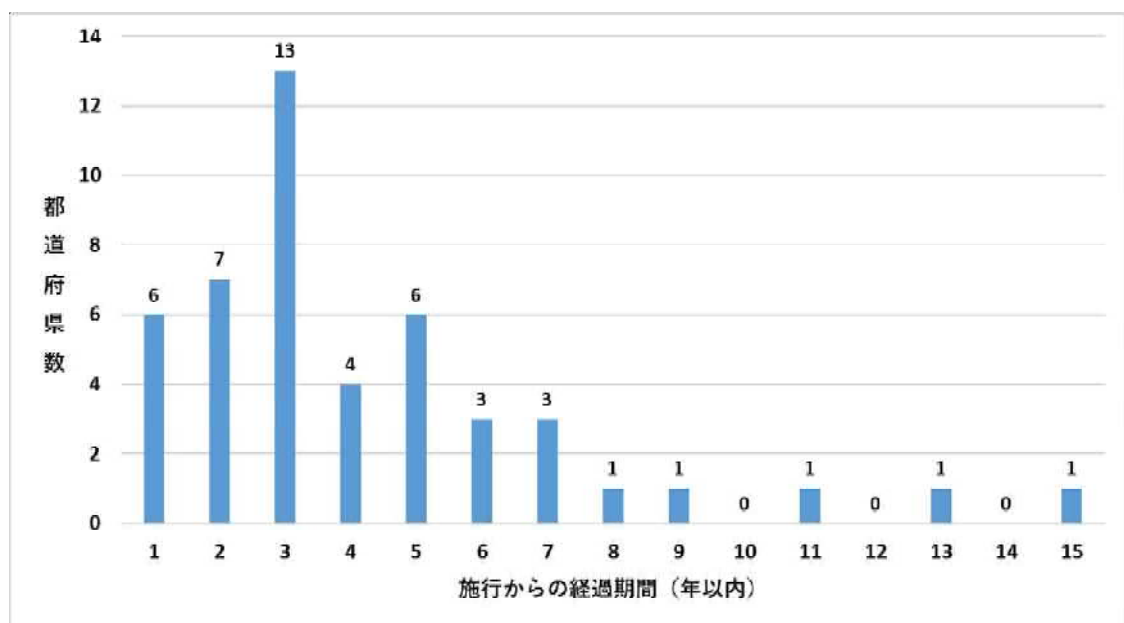


図2 都道府県の特化条例等施行からの経過期間（令和6年4月1日時点）

(2) 地方計画

図3に示すように、地方計画は、都道府県や政令指定都市においては着実に策定がなされてきていますが、市区町村においては未だ低調な状況です。

第3章において、地方計画に盛り込むことが考えられる事項等を示していますが、策定作業やその後の進捗管理等を考えるとハードルが高いと感じる市区町村もあるかと思われます。そのような場合でも、最初の段階として、例えば盛り込む内容を具体的な事業レベルの事項に限定する（基本理念や施策等まで含む基本

計画ではなく、犯罪被害者等が活用できる事業等を一覧化する程度にとどめる）などして策定した上で、その効果を踏まえながら段階的に内容の拡充を図っていくことも考えられます。

繰り返しになりますが、地方計画は、地域における犯罪被害者等支援を充実させる上で非常に重要なものとなりますので、地域の実情に合った形で策定を進めることが望まれます。

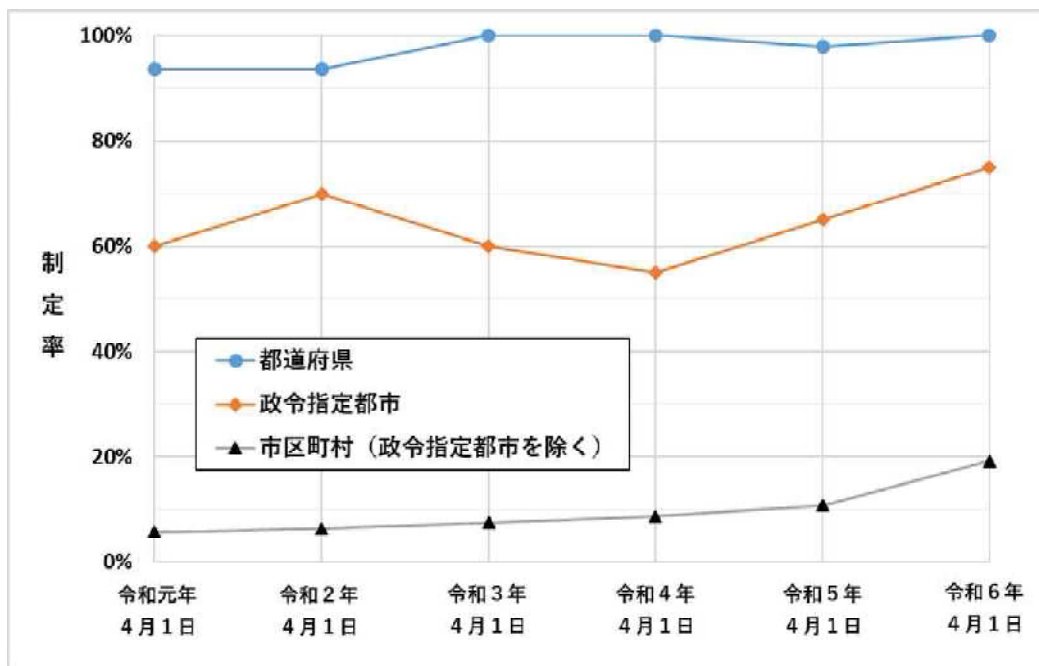


図3 地方計画の策定状況

3 特化条例等及び地方計画の両方を策定する効果

都道府県においては、既に特化条例等及び地方計画の両方の策定が行われていますが、図4に示すように、市区町村においては、特化条例等又は地方計画を策定されている場合でもいずれかのみで策定にとどまっている場合が多い状況です。

- 特化条例等は、基本理念や各主体の責務、地方公共団体として行う施策・事業の大枠等を示す域内における取組の根拠となるもの（詳細は第2章参照）。

一方で、日々変化する情勢を踏まえた課題認識や、頻繁に見直しを実施することとなる具体的な施策・事業を細かく規定することにはなじまず、特化条例等だけでは地域住民が現状を一元的に把握・理解することは困難。

- 地方計画は、特化条例等の内容を踏まえつつ、一定の計画期間を定めて、策定時点における現状・課題認識やそれに基づく目標の設定、実施する具体的な施策・事業を示すなど、域内における取組の基礎となるもの（詳細は第3章参照）。

一方で、特化条例等が策定されていない場合、地方計画単独では、関係機関・

団体や庁内関係部局も含めた地域全体で取組を進めるための根拠性が十分でなく、協力・連携に際しての訴求力や取組の継続性等を確保することが困難。というように、それぞれに利点や限界があることから、両方を策定し、相互補完させることで一層の実効性を発揮することが期待されます。

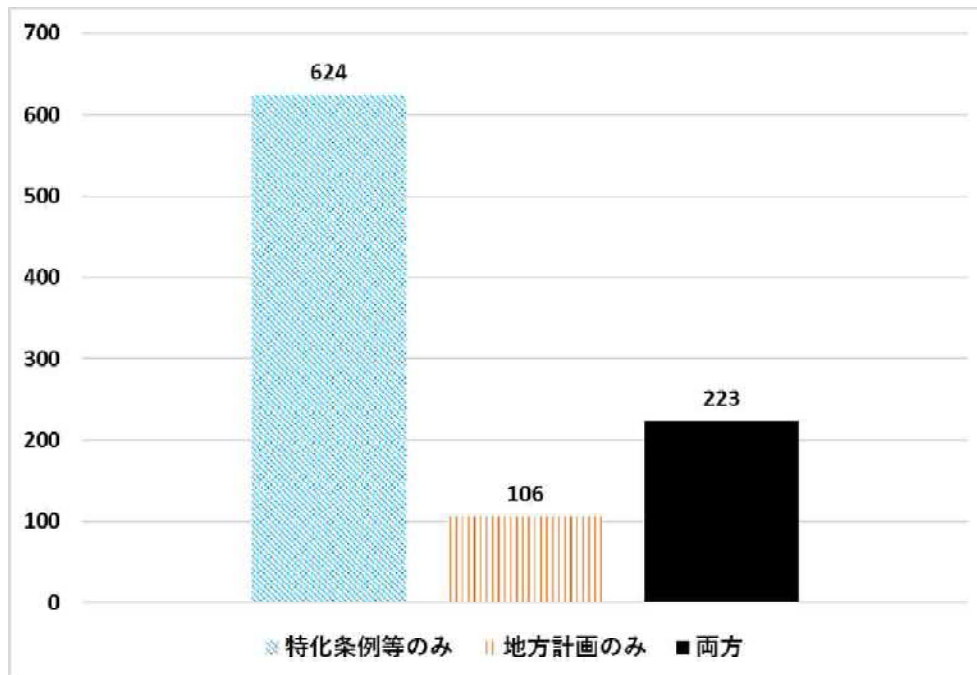


図4 市区町村の特化条例等・地方計画の策定状況（令和6年4月1日時点）

4 策定・改定に際し留意していただきたい事項

特化条例等及び地方計画の策定・改定のプロセスについては、各地方公共団体における実情に合わせて検討いただくことになりますが、参考となる事項を以下に記載します。

○ 犯罪被害者等に関する地域の実態の把握

特化条例等及び地方計画を適切に策定するためには、まず犯罪被害者等に関する地域の実態を把握することが重要と考えられます。

その方法としては、都道府県警察（都道府県の場合は都道府県警察本部、市区町村の場合は警察署。以下同じ。）、民間被害者支援団体等の関係機関・団体へのヒアリングのほか、住民アンケート等を実施することも考えられます。

把握する具体的な内容としては、①域内の犯罪の発生状況、②域内の犯罪被害者等が抱える問題や支援のニーズ、③域内で犯罪被害者等支援に活用できる各種施策・事業や相談窓口の内容、それらの利用状況、④地域住民の犯罪被害に関する意識等が挙げられます。

○ 横断的な検討体制の構築

犯罪被害者等のニーズは多岐にわたり、そのニーズを単一の機関・団体による取組で満たすことは困難です。策定に当たっては、庁内関係部局はもとより、都道府県警察、民間被害者支援団体等、現に支援を提供する関係機関・団体を含めた横断的な体制を構築することが、策定に向けた検討を円滑に進める上で有用と考えられます。

○ アクセシビリティの確保

特に地方計画については、利用できる具体的な施策・事業を一元的に把握して住民に示すことができるという利点を発揮するためにも、インターネットからも閲覧可能とする、検索可能なデータ形式（PDF形式であっても、紙文書をスキャンしたものや、PDF化前の文書が特殊なフォントで作成されているなどが原因で検索ができないものが散見されます。）で公表するなど、アクセシビリティの確保も重要と考えられます。

第2章 特化条例等の策定・改定

1 特化条例等に盛り込むことが考えられる主な内容と考え方

多くの都道府県・政令指定都市において特化条例等に盛り込まれ、有効と考えられる事項は表1及び表2（9ページ及び10ページ参照）のとおりであり、その考え方は以下のとおりです。

(1) 基本理念

基本法や国の犯罪被害者等基本計画等を参考にしつつ、各地方公共団体が犯罪被害者等施策を展開する上で基本とする理念を記載することが効果的であると考えられます。

(2) 各主体の責務

犯罪被害者等施策の展開には、域内の全ての主体の理解・協力が不可欠であるため、地方公共団体自身の責務にとどまらず、事業者や住民、民間被害者支援団体等の責務を規定することが考えられます。

なお、都道府県には広域自治体としての役割が期待される場所、都道府県の特化条例等に市区町村の責務を規定する例も増加しており、改定する際には検討の論点となり得ると考えられます。

【実際の記載例】

【犯罪被害者等の権利利益の保護等を図るための施策の推進に関する条例（兵庫県）】

（市町の責務）

第8条 市町は、基本理念にのっとり、その地域の状況に応じた犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、及び実施するよう努めなければならない。

2 市町は、基本理念にのっとり、国及び県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(3) 連携協力等

犯罪被害者等のニーズは多岐にわたり、そのニーズを単一の機関・団体による取組で満たすことが困難であることを踏まえれば、関係機関・団体との連携は不可欠であるため、連携協力に関する規定を置くことが効果的であると考えられます。

なお、個々の事案において、犯罪被害者等に対し、そのニーズを踏まえた充実した支援を提供するためには、日頃から、支援に携わる関係機関・団体が、目的や基本認識を共有して、円滑な連携・協力を行うことができる相互に顔の見える関係作りをしておく必要があり、この点も踏まえて会議体等の具体的な連携体制を規定することも考えられます。

【実際の記載例】

【神奈川県犯罪被害者等支援条例】

（推進体制の整備）

第20条 県は、県民等、市町村その他犯罪被害者等支援に関係する機関と連携して、犯罪被害者等支援を推進するための体制を整備するものとする。

2 警察署長は、その管轄区域において、県民等、市町村その他犯罪被害者等支援に関係する機関と連携して、当該管轄区域における犯罪被害者等支援を推進するための体制を整備するものとする。

【山梨県犯罪被害者等支援条例】

（協議会の設置）

第九条 県は、県、関係機関その他の犯罪被害者等支援に関係する者の連携の緊密化及び犯罪被害者等支援に関する施策の効果的かつ円滑な実施を図るため、県、関係機関その他の犯罪被害者等支援に関係する者により組織される協議会を置く。

2 前項の協議会においては、県、関係機関その他の犯罪被害者等支援に関係する者が相互の連絡を図ることにより、犯罪被害者等支援に関する課題に係る情報の共有、犯罪被害者等支援に係る取組の状況の報告及び犯罪被害者等支援に関する施策についての協議を行うものとする。

(4) 基本的施策

基本法や国の犯罪被害者等基本計画等を参考にしつつ、

- ・ 相談及び情報の提供
- ・ 損害回復・経済的支援
- ・ 日常生活の支援
- ・ 安全の確保
- ・ 居住の安定
- ・ 雇用の安定
- ・ 理解の増進
- ・ 調査研究・人材の育成
- ・ 民間被害者支援団体に対する援助

といった各地方公共団体が必要と考える施策を記載することが考えられます。

(5) 二次的被害の防止

犯罪被害者等からは二次的被害（二次被害ともいう）の防止を求める声が長年

にわたりあげられているところ、都道府県の特化条例等においても該当する規定を有するものは約7割にとどまっており、策定・改定の際の検討の論点になり得るものと考えられます。

(6) 個人情報の適切な管理

自分自身が犯罪被害に遭ったことを他人に知られたくないと考える犯罪被害者等は少なくないほか、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）においても「犯罪により害を被った事実」は要配慮個人情報とされており、情報管理の徹底は極めて重要なものとされていますが、都道府県の特化条例等においても該当する規定を有するものは約6割にとどまっています。

また、前述のとおり、犯罪被害者等施策の展開に際しては関係機関・団体との連携が不可欠であるところ、個人情報の適切な管理を要請されるべき者は地方公共団体自身にとどまるものではなく、その点も含めて検討の論点となり得るものと考えられます。

【実際の記載例】

【高知県犯罪被害者等支援条例】

（個人情報の適正な管理）

第9条 県、事業者、市町村、民間支援団体その他犯罪被害者等の支援に係るものは、犯罪被害者等又はその関係者から提供を受けた個人情報を適正に取り扱わなければならない。

表1 都道府県における特化条例等の内容等（令和6年4月1日時点）

地方公共 団体名	条 例 名	施 行 日 ※ 改正等の場合は、 カッコ書きで日付を記載	条例の内容															
			基本 理念	地 方 公 共 団 体 の 責 務	都 道 府 県 民 （ 市 区 町 村 民 ） の 責 務	事 業 者 の 責 務	連 携 協 力 （ 含 体 制 整 備 ）	相 談 及 び 情 報 の 提 供	損 害 回 復 ・ 経 済 的 支 援	日 常 生 活 の 支 援	安 全 の 確 保	居 住 の 安 定	雇 用 の 安 定	理 解 の 増 進	調 査 研 究 ・ 人 材 の 育 成	民 間 被 害 者 支 援 団 体 に 対 する 援 助	そ の 他	個 人 情 報 の 適 切 な 管 理
北海道	北海道犯罪被害者等支援条例	平成30年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—
青森県	青森県犯罪被害者等支援条例	令和元年12月13日	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	—
岩手県	犯罪被害者等支援条例	令和6年4月1日	○	○	○	—	○	○	—	—	—	—	—	○	—	○	○	—
宮城県	宮城県犯罪被害者支援条例	平成16年4月1日 （令和6年4月1日）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
秋田県	秋田県犯罪被害者等支援条例	平成25年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	—	○
山形県	山形県犯罪被害者等支援条例	平成22年3月19日	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—
福島県	福島県犯罪被害者等支援条例	令和4年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
茨城県	茨城県犯罪被害者等支援条例	令和4年3月29日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
栃木県	栃木県犯罪被害者等支援条例	令和3年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○
群馬県	群馬県犯罪被害者等支援条例	令和3年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	—	—
埼玉県	埼玉県犯罪被害者等支援条例	平成30年3月30日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
千葉県	千葉県犯罪被害者等支援条例	令和3年4月1日	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
東京都	東京都犯罪被害者等支援条例	令和2年4月1日	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
神奈川県	神奈川県犯罪被害者等支援条例	平成21年4月1日 （令和2年7月17日）	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	—	○	○	○	○	—
新潟県	新潟県犯罪被害者等支援条例	令和3年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
富山県	富山県犯罪被害者等支援条例	平成29年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○
石川県	石川県犯罪被害者等支援条例	令和3年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福井県	福井県犯罪被害者等支援条例	令和3年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○
山梨県	山梨県犯罪被害者等支援条例	令和4年12月26日	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○
長野県	長野県犯罪被害者等支援条例	令和4年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岐阜県	岐阜県犯罪被害者等支援条例	令和3年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
静岡県	静岡県犯罪被害者等支援条例	平成27年4月1日	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	—	—	○
愛知県	愛知県犯罪被害者等支援条例	令和4年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
三重県	三重県犯罪被害者等支援条例	平成31年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○
滋賀県	滋賀県犯罪被害者等支援条例	平成30年4月1日	○	○	○	○	○	○	—	—	○	○	○	○	○	○	—	—
京都府	京都府犯罪被害者等支援条例	令和5年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
大阪府	大阪府犯罪被害者等支援条例	平成31年4月1日 （令和5年4月1日）	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○
兵庫県	犯罪被害者等の権利利益の保護等を図るための 施策の推進に関する条例	令和5年4月1日	○	○	○	○	○	○	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○
奈良県	奈良県犯罪被害者等支援条例	平成28年4月1日	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—
和歌山県	和歌山県犯罪被害者等支援条例	平成31年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鳥取県	鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例	平成20年6月24日 （令和2年3月27日）	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	○	—	○	—	—
島根県	島根県犯罪被害者等支援条例	令和4年12月23日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	—	—
岡山県	岡山県犯罪被害者等支援条例	平成23年4月1日	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	—	—
広島県	広島県犯罪被害者等支援条例	令和4年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	—
山口県	山口県犯罪被害者等支援条例	令和3年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	—	—
徳島県	徳島県犯罪被害者等支援条例	令和3年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
香川県	香川県犯罪被害者等支援条例	令和3年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○
愛媛県	愛媛県犯罪被害者等支援条例	令和5年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
高知県	高知県犯罪被害者等支援条例	令和2年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福岡県	福岡県犯罪被害者等支援条例	第1章：平成30年3月30日 第2章：平成31年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
佐賀県	佐賀県犯罪被害者等支援条例	平成29年4月1日	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○
長崎県	長崎県犯罪被害者等支援条例	令和元年7月16日	○	○	○	○	○	○	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○
熊本県	熊本県犯罪被害者等支援条例	令和2年12月22日	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—
大分県	大分県犯罪被害者等支援条例	平成30年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
宮崎県	宮崎県犯罪被害者等支援条例	令和3年7月7日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鹿児島県	鹿児島県犯罪被害者等支援条例	令和3年12月24日	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	沖縄県犯罪被害者等支援条例	令和4年7月29日	○	○	○	○	○	—	○	—	—	—	—	○	—	○	—	—
全体の制定状況			47	47	46	42	47	45	39	31	43	44	43	47	43	45	32	29

表2 政令指定都市における特化条例等の内容等（令和6年4月1日時点）

地方公共 団体名	条 例 名	施 行 日 ※ 改正等の場合は、 カッコ書きで日付を記載	基本 理念	地方公共 団体の責務	（市区町村 民）の責務	事 業 者 の 責 務	連 携 協 力 （含体制 整備）	条例の内容																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
								基本的施策										その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
								相 談 及 び 情 報 の 提 供	損 害 回 復 ・ 経 済 的 支 援	日 常 生 活 の 支 援	安 全 の 確 保	居 住 の 安 定	雇 用 の 安 定	理 解 の 増 進	調 査 研 究 ・ 人 材 の 育 成	民 間 被 害 者 支 援 団 体 に 対 す る 援 助	二 次 的 被 害 防 止	個 人 情 報 の 適 切 な 管 理																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
さいたま市	さいたま市犯罪被害者等支援条例	令和3年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

2 特化条例等の策定・改定に際し参考となる事項

複数の地方公共団体で規定されている事項や有識者検討会での議論等、特化条例等の策定・改定に際し参考となる事項を以下に記載します。

(1) ワンストップサービスの実現【都道府県・市区町村】

犯罪被害者等が求める支援は、その犯罪被害者等が置かれている状況やそれぞれのニーズに応じて非常に多岐にわたり、その支援を実施する主体も様々です。そのため、犯罪被害者等からは、どのような支援があつてどこに行けば支援が受けられるかが分からず、支援にたどり着くまでに多大な負担を強いられる、また、犯罪被害によって精神的なダメージを受ける中、自ら機関・団体を回って繰り返し被害状況等の説明をしなければならず二次的被害を受けているなどの声が寄せられています。

このような状況を改善するためには、個々の犯罪被害者等が支援を必要とする際に、いずれかの機関・団体に相談や問合せをすれば、その後は必要な支援が様々な機関・団体によって途切れなく提供される、個別事案におけるワンストップサービスを構築することが必要であり、その仕組みを規定することが有用である

と考えられます。

【実際の記載例】

【京都府犯罪被害者等支援条例】

（支援調整会議）

第24条 知事は、市町村、警察及び民間支援団体と一体となった犯罪被害者等支援を推進するため、関係市町村その他の関係行政機関及び関係民間支援団体（以下「関係機関等」という。）により構成される犯罪被害者等支援のための調整会議（以下「支援調整会議」という。）を置くものとする。

2 支援調整会議は、犯罪被害者等が必要な支援等を受けることができるようにするために必要な情報の交換を行うとともに、犯罪被害者等支援（中略）の内容に関する協議を行うものとする。

3 支援調整会議は、犯罪被害者等から府、市町村、警察又は民間支援団体のいずれに支援の求めがあった場合においても、関係機関等が相互に連携を図りながら必要な協議が行われるよう努めるものとする。

【三重県犯罪被害者等支援条例】

（総合的な支援体制の整備）

第八条 県は、国、市町等関係機関及び民間支援団体その他犯罪被害者等支援に関係する者と連携し、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建に対する支援を行うとともに、必要な犯罪被害者等支援施策を推進するための総合的な支援体制の整備に努めるものとする。この場合において、県は、再被害及び二次被害の防止並びに犯罪被害者等が受けた被害の潜在化の防止について留意するものとする。

2 県は、前項の総合的な支援体制の整備に当たっては、それぞれの犯罪等による被害の状況を踏まえ、犯罪被害者等が犯罪被害者等支援に関係する行政機関及び民間支援団体その他犯罪被害者等支援に関係する者のいずれに支援を求めた場合であっても、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(2) 大規模な事案等への対応【都道府県】

死傷者が多数に上るなど大規模な事案が域内で発生した場合には、平時の体制では対応困難なため、関係機関・団体が連携して緊急支援態勢を構築することが必要となることも想定されます。

そのため、都道府県の特化条例等においては、都道府県が広域自治体として、域内の関係機関・団体の中核となって態勢を構築し、必要な支援を展開する旨を

あらかじめ規定することが有用であると考えられます。

【実際の記載例】

【神奈川県犯罪被害者等支援条例】

（緊急支援の実施）

第22条 県は、県内において、犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大な事案が発生した場合において、当該事案により被害を受けた者及びその家族又は遺族に対し直ちに支援を行う必要があると認めるときは、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する団体及び市町村その他犯罪被害者等支援に関係する機関と協力して、当該事案に対応するための支援の態勢を整え、当該事案の発生直後における情報の提供、病院等への付添い、精神的な不安の軽減その他の必要な緊急支援を実施するものとする。

【岐阜県犯罪被害者等支援条例】

（広域的な犯罪被害者等支援が必要な事案への対応）

第十一条 県は、犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大な事案が県内で発生した場合において、当該事案の犯罪被害者等に対し、市町村の区域を超えた広域的な犯罪被害者等支援を行う必要があると認めるときは、市町村、民間支援団体その他関係団体と連携し、及び協力して、当該事案に対応するための態勢を整備し、必要な犯罪被害者等支援を行うものとする。

【京都府犯罪被害者等支援条例】

（大規模な事案における支援）

第19条 知事は、犯罪等により多数の人の生命及び身体に甚大な被害を及ぼすような大規模な事案が発生した場合には、市町村、警察及び民間支援団体と協働して緊急に行う必要がある犯罪被害者等支援（次項及び第24条第2項において「緊急支援」という。）を実施することができるよう、これに必要な態勢を整えるものとする。

2 府は、前項の態勢の下において、当該事案に応じた適切な緊急支援を実施するほか、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことの助けとなるよう、市町村等との連携及び協力の下に、義援金の募集及び配分その他の必要な施策を講じるものとする。

(3) 域内に住所を有しない者等への支援【都道府県・市区町村】

交通網が発達した現代においては、域内に住所を有しない者が域内で発生した犯罪等により被害を受ける、あるいは域内の住民が域外において発生した犯罪等により被害を受けることは十分に考えられるところ、犯罪被害者等が必要な支援から取り残されることがないように、あらかじめ関連規定を整備することが有用であると考えられます。

【実際の記載例】

【犯罪被害者等の権利利益の保護等を図るための施策の推進に関する条例（兵庫県）】

（県内に住所を有しない者への支援等）

第22条 県は、県内に住所を有しない者が県内で発生した犯罪等により被害を受けたときは、国、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者と連携し、当該犯罪等により犯罪被害者等が直面している様々な問題について、相談への対応、必要な情報の提供及び助言、犯罪被害者等支援に関して専門的な知識又は技能を有する者の紹介その他の必要な施策を実施するものとする。

2 県は、県民が県外で発生した犯罪等により被害を受けたときは、当該被害を受けた場所の所在地の都道府県、当該都道府県に所在する民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者と連携して、必要な支援を実施するものとする。

(4) 支援者に対する支援【都道府県・市区町村】

多くの特化条例等では、犯罪被害者等が二次的被害を受けないようにするといった観点から民間被害者支援団体をはじめとする支援者への研修等を規定しているところですが、支援者にとっても犯罪被害者等に対応することが心理的な影響を受け得ることを踏まえれば、代理受傷（二次受傷ともいう）の予防等、支援者を支える観点も重要であり、関連規定を整備することが有用であると考えられます。

【実際の記載例】

【福島県犯罪被害者等支援条例】

（支援従事者の二次受傷に対する支援）

第二十五条 県は、支援従事者の二次受傷を防止、回復、又は軽減し、その安全を確保するため、支援従事者に対する研修、相談、支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

【三重県犯罪被害者等支援条例】

（支援従事者に対する支援）

第十一条 県は、支援従事者が犯罪被害者等支援を行う過程において犯罪被害者等と同様の心理的外傷を受けることを防止するため、支援従事者に対する研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(5) 学校教育【都道府県・市区町村】

犯罪被害者等施策を展開する上では、犯罪被害者等が置かれている状況や、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について住民に理解を深めていただくことが重要であり、多くの特化条例等において関連する規定がなされていますが、その上で学校における教育について具体的に規定している地方公共団体もあります。

また、上記の観点に加えて、犯罪被害に遭うなどした児童、生徒等が学校内外で平穏な生活を営むことができるよう、必要な施策を実施することを規定することも重要です。

【実際の記載例】

【群馬県犯罪被害者等支援条例】

（学校における教育）

第21条 県は、学校において、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性、二次被害の防止の重要性等について理解を深めるための教育が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

【犯罪被害者等の権利利益の保護等を図るための施策の推進に関する条例（兵庫県）】

（児童、生徒等に対する教育）

第26条 県は、児童、生徒等が犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び二次被害が生ずることのないよう配慮することの重要性について理解を深めるための教育が行われるよう、必要な施策を実施するものとする。

2 県は、犯罪等に起因して犯罪被害者等である児童、生徒等が教育を受けることが妨げられることのないよう、必要な施策を実施するものとする。

【下松市犯罪被害者等支援条例】

（学校における教育）

第14条 市は、市が設置する学校に在学する者等に対し、人権及び生命を尊

重するための教育活動（以下「教育活動」という。）を実施するものとする。

- 2 市は、市が設置する学校以外の学校の設置者に対し、教育活動を行うよう協力を求めるとともに、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。
- 3 市は、犯罪被害者等が学校に在学する者等であるときは、二次的被害及び再被害が生じることのないよう、その置かれている状況に応じて十分な配慮が行われるよう必要な支援を行うものとする。

第3章 地方計画の策定・改定

1 地方計画に盛り込むことが考えられる主な内容と考え方

(1) 地方計画策定の趣旨等

ア 地方計画策定の趣旨

これまでの犯罪被害者等支援に係る取組の概要や策定に至る背景、目的等を記載することが考えられます。

イ 地方計画の位置付け

基本法第5条や特化条例等の規定に沿った計画であることや、関連する他の行政計画との関係性等について記載することが考えられます。

ウ 地方計画の期間

国の犯罪被害者等基本計画等の動向を適切に取り込むため、おおむね5年とすることが考えられますが、関連する他の行政計画の期間を踏まえて設定するなど、実情に応じた設定としてください。

(2) 地域における犯罪被害者等の現状

ア 地域における犯罪等の状況

誰もが突如として犯罪に巻き込まれ、犯罪被害者等となり得ることを地域住民に理解いただくため、犯罪の発生状況等を記載することが考えられます。

イ 犯罪被害者等が置かれている状況

心身や生活の突然の変化、二次的被害等、犯罪被害者等が置かれている状況の理解に資する記載が考えられます。

また、地域住民に対する意識調査等、地方公共団体における課題認識の背景となった情報を記載することも、地域住民の理解を得るために有用と考えられます。

(3) 基本方針・重点課題

ア 基本方針

特化条例等に掲げる基本理念や地方計画の推進を通じて目指す姿・目標を記載することが考えられます。

【例】

- 尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること
- 個々の事情に応じて適切に行われること
- 途切れることなく行われること
- 住民の総意を形成しながら展開されること

イ 重点課題

国の犯罪被害者等基本計画、地域における実情等を勘案して重点的に取り組む課題を記載することが考えられます。

【例】

- 損害回復・経済的支援等への取組
- 精神的・身体的被害の回復・防止への取組
- 刑事手続への関与拡充への取組
- 支援等のための体制整備への取組
- 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

(4) 推進体制等

犯罪被害者等のニーズが多岐にわたる中において、地方計画を着実に推進するためには、地方計画の主管部局にとどまらず、ニーズに応え得る制度を有する庁内各部局、関係機関・団体を含めた全体としての推進体制の構築・明確化が重要であると考えられます。

特に都道府県は、広域自治体として、域内の犯罪被害者等施策を総合的に推進する役割が期待されている点を踏まえ、その地方計画の推進に際しては、域内の全ての市区町村、都道府県警察、民間被害者支援団体その他都道府県レベルで活動する機関・団体の代表者を集めた会議体を開催し、関係者の基本認識の共有を図った上で、会議体として適切に進捗管理等を行うことが効果的であると考えられます。

なお、当該会議体については、被害者支援連絡協議会といった既存の枠組みを活用することも考えられますが、その場合においても都道府県が関係機関・団体を巻き込んで主体的に関与し、枠組みを効果的に機能させることが重要です。

また、適切な進捗管理に際しては、地方公共団体における課題認識に応じた定量的な成果目標や指標を設定することも有用であると考えられます。

【例】

- 域内の市区町村における特化条例等の制定数
- 地域住民の総合的対応窓口に対する認知度
- 協力医療機関数
- 犯罪被害者等支援相談により支援につながった人数
- 犯罪被害者等支援に係る見舞金の申請から支給決定までの平均処理期間

さらに、計画期間の最終年度等においては、犯罪被害者等や有識者も含めた検討会等を設けて、地方計画に基づく施策等の実施状況等を検証し、次期地方計画に向けた改善点の洗い出し等に努めることも有用であると考えられます。

(5) 具体的施策

地方公共団体が主体となって、あるいは国や関係機関・団体と連携するなどして実施する取組を具体的に記載します。各取組内容には、当該取組を所管する部局（複数の部局が所管する場合はそれら全ての部局）を明記することで、地方計画に記載された取組内容の主たる担当部局が地域住民から見て分かりやすく、地方公共団体の取組姿勢が明確となるほか、フォローアップの際にも必要な情報を収集しやすくなります。

また、本項を地方計画とは切り離して別途作成し、随時更新することで、計画期間等にとらわれることなく、最新情報を提供可能とすることも有用であると考えられます。

なお、本項の記載にあたり参考となる事項については、2に記載します。

2 具体的施策の記載に際し参考となる事項

具体的施策の記載については、地域住民が現状を一元的に把握・理解できるよう、各地方公共団体における取組全般（特に事業関係については、犯罪被害者等のためだけの事業にとどまらず、犯罪被害者等も利用できる事業も含めて記載することが有効）を記載することとなりますが、有識者検討会において議論された事項、第2章の2でも示した事項等、地方計画の策定・改定等に際して参考となる事項を以下に記載します。

(1) 特化条例等の制定に関する支援【都道府県】

これまで述べてきたとおり、特化条例等は、総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援を促進する重要なものです。

都道府県は、広域自治体として、域内の犯罪被害者等施策を総合的に推進する役割が期待されている点を踏まえ、市区町村における特化条例等の制定に対する支援・協力について記載することが考えられます。

【実際の記載例】

【第4次群馬県犯罪被害者等基本計画（p20）】

○ 市町村における犯罪被害者等支援条例の制定に関する協力

犯罪被害者等の視点に立った総合的かつ計画的な被害者支援に資するよう、犯罪被害者等支援を目的とした条例の制定又は計画・指針の策定について適切に情報提供を行うとともに、市町村における条例の制定等に向けた検討、条例の施行状況の検証及び評価等に資する協力を行います。

【福井県犯罪被害者等支援計画（p15）】

○ **市町に対する条例制定等の働きかけ**

会議や研修等を通じて、市町に犯罪被害者等支援の条例の制定および計画の策定について働きかけを行います。

(2) 総合的対応窓口の機能強化等【都道府県・市区町村】

犯罪被害者等に関する適切な情報提供等を担う「総合的対応窓口」は、平成31年4月以降、全ての地方公共団体に設置されていますが、認知度が低く、その機能を十分に発揮できていないなど、犯罪被害者等の相談や問合せの受皿にはなり得ていないところも散見されるとの指摘があり、機能強化等について記載することが望ましいと考えられます。

また、都道府県は、都道府県の総合的対応窓口に関することだけでなく、域内市区町村の総合的対応窓口の機能強化等に関する協力等についても記載することが望ましいと考えられます。

なお、認知度向上の方策として広報の展開だけでなく、窓口の名称や設置の方法等に関する工夫も有用です。

【実際の記載例】

【長野県犯罪被害者等支援推進計画（p13）】

○ **「犯罪被害者等総合支援窓口」の設置**

「犯罪被害者等総合支援窓口」を設置し、窓口には社会福祉士等の資格を持つ職員を配置して対応能力の強化を図ります。また、求められる支援の内容は、事件発生からの時間経過とともに変わっていくため、県警、民間支援団体、県、市町村の相互の連携を促進し、適切な支援を途切れることなく提供する体制を整えます。

【兵庫県犯罪被害者等支援計画（p26）】

○ **専門職の配置による総合相談窓口の円滑な運営**

- ・ 総合相談窓口寄せられた相談に対して適切な支援を行うため、福祉サービス等に精通した専門職を配置
- ・ 犯罪被害者等に寄り添い、関係機関と円滑に調整を行えるよう育成

【第2次佐賀県犯罪被害者等支援推進計画（p12）】

○ **総合的対応窓口や各種相談窓口の明確化等**

全市町に設置されている総合的対応窓口や関係機関等の各種相談窓口にお

いて、看板等で分かりやすく表示（犯罪被害者等の相談窓口など）するとともに、相談場所などプライバシーに配慮した環境づくりを推進します。

【第4期東京都犯罪被害者等支援計画（p23）】

○ 東京都総合相談窓口における区市町村職員の受入れ

区市町村窓口において犯罪被害者等への適切な支援を行い、その充実を図るため、東京都総合相談窓口において区市町村職員を研修生として一定期間受け入れ、犯罪被害者等支援の現場体験等を通じた必要な知識・ノウハウの習得の支援を行います。

【沖縄県犯罪被害者等支援計画（p39）】

○ 市町村個別巡回訪問の実施

市町村施策担当窓口・総合的対応窓口等を対象に、犯罪被害者等支援に関する知識取得及び技能向上を図るとともに、窓口に対する必要なサポート体制を構築するため、市町村窓口の役割・機能強化に関する助言、相談を受ける上での心構え・実際の相談処理に関する助言、その他情報提供を行う「市町村個別巡回訪問」を実施します。

【新潟市犯罪被害者等支援推進計画（p8）】

○ 犯罪被害者等支援総合窓口の設置

犯罪被害者等の様々な相談や各種手続きについて迅速かつ適切に対応するため、総合的に対応できる窓口を設置しています。

市民生活課安心・安全推進室を支援総合窓口とし、犯罪被害者の相談状況に応じた支援制度の案内や関係機関や関係団体に関する情報提供の一元化を図るとともに、庁内各部署（各区役所を含む）との連携により、各種手続きについてワンストップサービスを実施することで、犯罪被害者等の物理的・精神的な負担などの軽減に取り組みます。

【佐久市犯罪被害者等支援基本計画（p6）】

○ 総合支援窓口の設置

犯罪被害者等に被害状況や相談内容に応じた支援を行うため、総合支援窓口を設置し、必要に応じて保健師や公認心理師等の福祉の専門職も含めた庁内関係部署による「支援チーム」を編成し、支援を行います。

(3) 多機関ワンストップサービスの構築【都道府県・市区町村】

第2章の2(1)においても述べましたが、犯罪被害者等が求める支援は、その犯罪被害者等が置かれている状況やそれぞれのニーズに応じて非常に多岐にわたり、その支援を実施する主体も様々です。

多機関ワンストップサービスは、犯罪被害者等のニーズに応じ、複数の関係機関・団体が持つ、利用できる全ての制度・サービスを包括して漏れなく届け、かつ、犯罪被害者等が制度・サービスを利用する際の負担軽減に資することを目的としたものであり、都道府県が中核となり、都道府県単位で構築することが求められます。

都道府県においては、別途示している「犯罪被害者等支援におけるワンストップサービス体制構築・運用の手引き」を参考としていただきつつ、地域の実情に応じた多機関ワンストップサービスを構築し、その仕組みを記載することが望ましいと考えられます。

また、市区町村においては、住民にとって最も身近な基礎自治体として、多機関ワンストップサービスに参画することが期待されているところ、都道府県が構築する仕組みに積極的に参画し、犯罪被害者等を必要な支援につないでいく役割を果たす旨の記載をすることが望ましいと考えられます。

【実際の記載例】

【岐阜県犯罪被害者等支援計画（p20）】

○ 支援調整会議の設置

犯罪被害者等に対する支援を総合的かつ一体的に実施するために、県、警察本部、犯罪被害者等早期援助団体及び関係市町村で構成される支援調整会議を設置し、犯罪被害者等の個々の事情に応じた個別の支援計画を協議のうえ作成するなど、適切な支援が、県内どこでも同様に受けられる体制を整備します。

【京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画（p47）】

○ 犯罪被害者等支援調整会議及びコーディネーター（社会福祉士等）によるワンストップ支援体制の充実

自ら支援を求めることが困難な犯罪被害者等や支援が必要な状況にあるにも関わらず支援が届いていない犯罪被害者等へ支援を行うため、支援の現場である京都犯罪被害者支援センターにコーディネーター（社会福祉士等）を配置し、京都府、市町村、警察、京都犯罪被害者支援センター、京都弁護士会、京都府臨床心理士会、京都社会福祉士会で構成される支援調整会議を開催し、犯罪被害者等に応じた個別具体的な支援計画を策定するとともに、関

係諸機関が一体となって犯罪被害者等へよりきめ細やかな支援を行っていきます。

また、支援調整会議を通じて得た知見を関係機関で共有し、犯罪被害者等支援全般にいかすとともに、更に関係機関のネットワークを広げ、支援体制の充実、強化を図ります。

【京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画（p42）】

○ 日常生活の支援

（前略）京都府、市町村、警察、民間支援団体等が一体となって必要な支援を行うため、支援調整会議を開催し、コーディネーター（社会福祉士等）が犯罪被害者等の状況に応じた個別の支援計画を策定し、家事、育児等の日常生活支援に関する福祉制度の活用を含めた支援をコーディネートすることにより、犯罪被害者等が速やかに支援につながり生活を再建することができるよう支援します。

【犯罪被害者等支援関連施策集（令和5年度版）（p70。大阪府）】

○ オールおおさか被害者サポート（被害者支援調整会議）の設置

（前略）犯罪被害者等に対して一体的・総合的な支援を行うことを目的として、知事部局（治安対策課）、警察本部、犯罪被害者等早期援助団体（大阪被害者支援アドボカシーセンター）及び関係市町村等で構成する「オールおおさか被害者サポート（被害者支援調整会議）」を設置しています。（後略）

（4） 機関内ワンストップサービスの構築【都道府県・市区町村】

地方公共団体は、多種多様な事務を担い、生活を支援するための各種制度・サービスを複数の部署で分担していますが、(3)と同様に、犯罪被害者等の声に応えるためには、どの部署に相談や問合せを行っても、総合的対応窓口が中核となって、犯罪被害者等のニーズを一元的に把握した上で、必要な情報を関係する部署に共有し、提供する制度・サービスを調整した上で、様々な部署が所管・担当する制度・サービスを積極的に犯罪被害者等に提示・提供するという機関内ワンストップサービスを構築することが必要とされています。

この体制を効果的に運用するためには、機関内で支援に関係し得る部署において、犯罪被害者等支援の担当者及びその連絡先を共有すること、研修への参加等を通じて日頃から意思疎通を図ること、犯罪被害者等に特化した支援制度・サービスや生活を支援する各種制度・サービスを網羅的に取りまとめた支援メニュー

のリストを作成・共有すること等が望ましいと考えられます。

また、個別事案において、来庁した犯罪被害者等に対して支援を行うに際しては、その機関の総合的対応窓口を担当する部署が、他の関係する部署を取りまとめ、例えば、関係する部署の担当者を同一の会議室に集めて必要な手続を順次行うなど、犯罪被害者等の負担を軽減する配慮・工夫を行うことが望まれます。

【実際の記載例】

【千葉県犯罪被害者等支援推進計画（p15）】

○ 総合的対応窓口の設置及び庁内関係機関の連携強化

環境生活部くらし安全推進課内に総合的対応窓口を設置するとともに、保健所や児童相談所等の庁内関係機関に「犯罪被害者等支援連絡員」を配置しています。

連絡会議の開催などにより、庁内関係機関相互の連携を強化し、総合的かつ効果的な犯罪被害者等支援に取り組みます。

【第3次秋田市犯罪被害者等支援推進計画（p7）】

○ 犯罪被害者等支援総合窓口の一元化

犯罪被害者等の様々な相談や各種手続に、迅速かつ適切に対応するため、各種行政手続等の窓口を一元化しています。

市民相談センターを犯罪被害者等支援の総合窓口とし、犯罪被害者等が必要とする手続等について、関係課所室との連携によりワンストップサービスを実施し、犯罪被害者等の精神的な負担の軽減に努めます。

【新潟市犯罪被害者等支援推進計画（p6）】

○ 関係機関等との連携体制の確立（庁内の連携のみ抜粋）

犯罪被害者等支援施策に関する情報を共有し、犯罪被害者等のニーズに応じた総合的な支援を効果的に推進するために、庁内関係所属長を構成員とする連絡会議を定期的かつ必要に応じて開催します。

(5) 大規模な事案等への対応等【都道府県】

第2章の2(2)でも述べましたが、死傷者が多数に上る事案等の大規模な事案が域内で発生した場合には、平時の体制では対応困難なため、関係機関・団体が連携して緊急支援態勢を構築することが必要となることも想定されます。

地方計画においては、例えば(3)で示した多機関ワンストップサービスとの関係といったより具体的な事項も含め、その対応を記載することが望ましいと考えられます。

また、第2章の2(3)で取り上げた域内に住所を有しない者等への支援についても、合わせて具体的な事項を記載することが望ましいと考えられます。

【実際の記載例】

【京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画（p48）】

○ 大規模な事案における支援の充実

犯罪により多数の死傷者が生じるなど、大規模な事案が発生した場合には、京都府、市町村、警察、民間支援団体等が一体となって必要な支援を行うため、支援調整会議を開催して、緊急に行う必要がある態勢を整え、当該態勢の下に支援を実施します。

また、京都府が主導して、国、市町村、府民、事業者、学校等、民間支援団体等と連携・協力して、義援金を募集し、犯罪被害者等への配分等、必要な施策を実施します。

【兵庫県犯罪被害者等支援計画（p11）】

○ 重大な犯罪等への対応及び県内に住所を有しない者への支援等

- ・ 多数の死傷者を伴う重大な犯罪等への対応（条例第21条）については、関係機関によるシミュレーション訓練の実施や対応マニュアルの策定など、事案発生時に早急かつ的確に対処できる体制を整備します。
- ・ 県内に住所を有しない者への支援等（条例第22条）についても、関係機関の役割分担を明確にしつつ、関係自治体や早期援助団体等と情報共有を図りながら、必要な支援が適切に受けられる体制を構築します。

(6) 犯罪被害者等に係る情報の管理【都道府県・市区町村】

犯罪被害者等の個人情報については、第2章の1(6)でも述べたとおり、情報管理の徹底が極めて重要です。

一方で、犯罪被害者等に対して適切な支援を提供するためには、(3)及び(4)で示したとおり、同一機関・団体内はもとより、関係機関・団体の間で必要な情報を相互に共有できるようにすることも望まれています。

既に報道発表、民間被害者支援団体への情報提供等に関して情報の管理に係る記載がなされている地方計画も散見されますが、特定の場面又は機関・団体等を想定した記載にとどまらず、より包括的な記載を行うことが望ましいと考えられます。

また、都道府県は、関係機関・団体を含む連携体制全体として情報管理が適切に行われるための取組を記載することが望ましいと考えられます。

【実際の記載例】

【第4期東京都犯罪被害者等支援計画（p52）】

○ 個人情報管理マニュアルの整備

個人情報管理に関するマニュアルを作成し、都、警視庁、区市町村、民間支援団体等その他関係機関との連携・協力に当たって、犯罪被害者等支援に関する個人情報の適正な管理の徹底を図ります。また、各関係機関における個人情報管理に関するマニュアル整備の促進に努めます。

【岐阜県犯罪被害者等支援計画（p33）】

○ 個人情報の適正な管理

相談、支援の過程における犯罪被害者等の個人情報保護に関するガイドラインを作成し、関係機関での共有を図ります。

【第2次福岡県犯罪被害者等支援計画（p21）】

○ 各機関における個人情報管理規程の整備等

- ・県、市町村、民間支援団体等の各機関において、個人情報管理規程を整備し、個人情報の適正な管理に努めます。

(7) 既存の各種制度・サービスの活用【都道府県・市区町村】

地方公共団体をはじめとする様々な機関・団体では、それぞれの利用要件を満たせば全ての国民・地域住民が利用できる各種制度・サービス（例えば司法関係の制度・サービスのほか、保健医療・福祉分野の制度・サービスといった生活を支援するための各種制度・サービス）の充実強化が図られてきました。

こうした既存の各種制度・サービスを犯罪被害者等が利用できる場合には、そのニーズを踏まえつつ、これらを漏れなくスムーズに提供することが重要です。この点、犯罪被害者等が利用できると思われる既存の各種制度等については地方計画に記載することが望ましいと考えられます。

(8) 犯罪被害者等に特化した支援制度・サービスの充実強化【都道府県・市区町村】

犯罪被害者等のニーズは多岐にわたることから、既存の各種制度・サービスではそのニーズに応えきれない場合もあり、また、犯罪被害者等によっては、その個別事情に応じてこれら制度等を利用できない場合も想定されます。犯罪被害者等に充実した支援を提供するためには、例えば見舞金といった、犯罪被害者等に特化した支援制度・サービスの一層の充実強化が望ましいと考えられます。

また、犯罪被害者等に特化した支援制度・サービスについては既存のものも含

めて、犯罪被害者等のニーズや当該支援制度・サービスの趣旨・目的等を踏まえ、どの範囲の犯罪被害者等を支援対象とするかについて適切に検討・設定することが重要と考えられます。

【実際の記載例】

【佐久市犯罪被害者等支援基本計画（p10）】

○ 家事・育児・介護の支援

以下のサービスを利用する場合に、費用を助成します。

家事援助：調理、衣類の洗濯、住居の清掃、生活必需品の買物など

育児援助：保育、保育園・幼稚園の送迎など

介護援助：見守り、食事介助、排せつ介助など

【佐久市犯罪被害者等支援基本計画（p10）】

○ 配食の支援

外出が困難となり食事を用意することに支障がある場合に利用する配食サービスの費用を助成します。

【新潟市犯罪被害者等支援推進計画（p12）】

○ 転居費用の助成

犯罪等や二次的被害または再被害により従前の住宅に居住することが困難となった犯罪被害者等に対して、速やかな居住の安定を図るため、転居にかかった費用について助成します。（上限20万円）

【長崎市犯罪被害者等支援計画（p14）】

○ 家賃助成金の支給

殺人、重傷病、性犯罪、放火の被害により、従前の住居に居住することが困難となった被害者本人又は遺族に対して賃貸住宅家賃の助成金を支給します。

(9) 支援者に対する支援【都道府県・市区町村】

犯罪被害者等支援がコーディネーターや支援に携わる職員にとっても心理的な影響を受け得る業務であることを踏まえ、コーディネーター向けの専門的な研修や地方公共団体職員向けの研修に、支援者の代理受傷の予防等のメンタルヘルスのための内容を含めることや、支援者を孤立させることなく組織的に支えること等を記載することが望ましいと考えられます。

【実際の記載例】

【第3次山形県犯罪被害者等支援推進計画（p15）】

○ 支援従事者に対する支援

支援に関係する機関・団体を対象に、代理受傷への対処法を正しく理解してもらうための研修を実施し、担当者任せにせず、組織で情報を共有し対応するという意識の醸成に努めます。

【第4期東京都犯罪被害者等支援計画（p51）】

○ 支援従事者へのメンタルヘルスケアの充実

犯罪被害者等支援を行う過程において支援従事者の心理的外傷（代理受傷）を予防するとともに、自身の適切なケアができるよう、支援従事者を対象とした研修を行うなど、メンタルヘルスケアの充実を図ります。

【第3期神奈川県犯罪被害者等支援推進計画（p38）】

○ 支援者、相談員等を支える取組の実施

支援者、相談員等のメンタルヘルスケアのため、専門家等による助言指導等を実施します。

(10) 関係機関・団体間の関係構築【都道府県・市区町村】

個々の事案において、犯罪被害者等に対し、そのニーズを踏まえた充実した支援を提供するためには、日頃から、支援に携わる関係機関・団体が、目的や基本認識を共有して、円滑な連携・協力を行うことができる相互に顔の見える関係作りをしておく必要があります。

多くの地方計画では、地方計画に係る推進体制や進捗状況の点検・管理のための体制として会議体が記載されていますが、平時の関係構築の仕組みとしての会議体を記載することも有用であると考えられます。

【実際の記載例】

【第3次栃木県犯罪被害者等支援基本計画（p26）】

○ 被害者支援連絡協議会によるネットワークの強化と総合的な支援

栃木県被害者支援連絡協議会を設置し、関係機関・団体などの相互の連携を図るほか、警察署ごとに被害者支援連絡協議会を設置し、ネットワークを強化します。

また、具体的事案発生の際、警察署被害者支援連絡協議会等の関係機関・団体と連携して総合的な支援を行います。

【第２次静岡県犯罪被害者等支援推進計画（p14）】

○ 関係機関の連携協力体制の構築

静岡県犯罪被害者支援連絡協議会及び各警察署犯罪被害者支援連絡協議会を継続開催し、関係機関相互の連携協力体制の維持・強化を図ります。